

電気需給約款

(低圧 ゼロスタイルプラン)

新潟電力株式会社

2025 年 4 月 1 日制定

目次

I.総則.....	2
II.契約の申込み.....	7
III.契約種別および電気料金	11
IV.料金の算定および支払い	12
V.使用および供給	18
VI.契約の変更および終了	24
VII.供給方法、工事および工事費の負担	28
VIII.保安.....	30
IX.その他	32

I .総則

1. 適用

この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）および契約種別ごとの実施要綱（以下、「各実施要綱」といいます。）は、当社に電力供給契約申込書（この申込書、本約款および当社とお客さまが別途個別の契約書および契約種別ごとの個別の実施要綱とすることに合意した事項を併せて以下「供給契約」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）に定める託送供給により、供給区域（ただし電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。）に需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

2. 本約款の変更

- (1) 当社は、本約款に関連する法令や条例、規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、または燃料費の高騰などの理由により本約款の改定が必要となる場合、さらには社会的または経済的に当社に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、託送約款が改訂される場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この際、当社は、変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を一定期間、当社のウェブサイトまたはその他当社が適切と判断する方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知し、この周知が行われ、効力発生時期が到来した時点で、本約款の変更が適用され、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款に基づくものとなります。また、関係法令等において許容される範囲内で、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略いたします。お客さまからの求めがあった場合、当社は、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
- (2) 本約款に記載された供給条件やお客さまとの電気需給契約に基づく供給条件を変更する場合、または変更した場合には、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結前後の書面の交付について、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。電磁的方法により交付を行う場合には、あらかじめお客さまの承諾を得た上で、電子メール等の電磁的方法により交付します。
- (3) 本約款に記載する供給条件その他のお客さまとの電気需給契約に基づく供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等、当該契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。
- (5) 電気需給契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税等の税率が変更された場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、新たな税率に基づいて算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとし、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金、工事費負担金その他の費用（以下「電気料金等」といいます。）にかかる消費税等相当額を支払うものとしします。

3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 一般送配電事業者

本約款 1（適用）において定める地域の一般送配電事業を営むことについて電気事業法第 3 条の許可を受けた事業者をいいます。

(2) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3) 需要場所

託送約款等に定める需要場所をいいます。

(4) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 契約電力等

契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。

(12) 電気料金プラン

契約種別ごとの実施要綱に定める基本料金に、電力量料金等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。

(13) 電気料金

本約款および各実施要綱にもとづき、電気料金プランを適用し、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）に基づき電気の利用者が負担する賦課金をいいます。

(15) 供給条件の説明

電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件の説明をいいます。

(16) 契約締結前の書面交付

電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(17) 契約締結後の書面交付

電気事業法第 2 条の 14 に定める電気料金その他供給条件等が記載された書面の交付をいいます。

(18) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(19) 消費税率

消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。

(20) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(21) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。

(22) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(23) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット (W) または 1 ボルトアンペア (VA) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。契約電力の単位は 1 キロワット (kW) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。電気の電力を算定した値が 0.5 キロワット (kW) 以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分毎の使用電力量の単位は最小位までとします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

5. 実施細目等

- (1) 本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本約款に定めのない事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約の申込み

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款、各実施要綱および一般送配電事業者の託送約款等におけるお客さまに関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。電気供給契約は、お客さまの申し込みが当社によって承認された時点に成立します。
- (2) 契約電力等については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合等は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、お客さまの供給開始希望日に応じられないことがあります。
- (5) お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾するものとします。
- (6) お客さまが電気需給契約に基づいて支払うべき電気料金やその他の債務について、当社が定めた期日を過ぎてもなお支払いが行われない場合、当社はお客さまの氏名、住所、支払状況などの情報を他の小売電気事業者または取次店（以下「小売電気事業者等」といいます。）に通知するものとします。お客さまはこれにあらかじめ同意するものとします。
- (7) お客さまは、当社が供給契約の締結または履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定およびそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバ

シーポリシー」といいます。)の規定のとおり取扱うこと、並びに、当社の親会社、子会社、関連会社並びに当社の親会社の子会社および関連会社に提供し、各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

- (8) お客様は、供給契約の申込みまたは締結時、あるいは契約期間中に、当社に対して通知、提出、または登録等（以下「通知等」といいます。）を行った際の契約住所、需要場所住所、連絡先などの情報（以下「お客さま情報」といいます。）を変更した場合、速やかに変更後のお客さま情報を当社に通知等する義務があります。なお、お客さまがこの通知等を怠った場合、これに起因する損害（当社からの通知がお客さまに届かないことを含むが、これに限られません。）について、当社は一切の責任を負わないものとします。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。
- (2) 契約の期間は、特に別途の定めがない限り、料金適用開始日から契約の種類に応じて12ヶ月後の月の末日までとします。ただし、契約期間が満了するまでに電気需給契約の終了または変更が行われない場合、当該契約は契約期間満了後も同一条件で自動的に更新されるものとします。
- (3) 契約期間の満了日の1ヶ月前までにお客さまから当社に対して供給契約の終了または変更の申し出がない場合、供給契約は満了日の翌日以降、契約の種類に応じて同一の条件で同一期間自動的に更新されます。
- (4) 契約期間の満了日の1ヶ月前までに当社がお客さまに対して供給契約の終了または変更の通知を行わない場合、供給契約は満了日の翌日以降、契約の種類に応じて、同一の条件で同一期間自動的に更新されます。
- (5) (1)に基づき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と考える方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

8. 需給契約の単位

当社は、電気の1需要場所について、1電気料金プランを適用して、原則1需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の需給契約を締結することができます。

9. 需要場所

需要場所は、託送約款等にもとづき定められる需要場所と同一とします。

10. 供給の開始

- (1) 他の小売電気事業者からの切り替えによって供給を開始する際は、電気供給に必要な一般送配電事業者の手続きが完了した後、当社がお客さまからの電気需給契約の申込みを受け入れた時点で、当社が定める供給開始日に電気の供給を行います。
- (2) 引っ越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客さまから変更後の需要場所での電気供給開始希望年月日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望年月日に変更後の需要場所での電気の供給を開始いたします。
- (3) (1)および(2)において、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合により、供給開始日にやむをえず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせし、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、あらたに供給開始日を定め、電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、原則として、契約種別に応じて、適用する供給電気方式および供給電圧を各実施要綱に定めます。

12. 承諾の限界

当社は、法令、電力の需給状況、供給設備の状態、料金の支払状況（既に消滅した需給契約に関連する電気料金の支払期日を過ぎても未払いの場合を含む）その他の要因に基づき、需給契約の申込みの全部または一部を拒否することがあります。

13. 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるとき、または当社が必要とするときは、需給契約に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成します。

III.契約種別および電気料金

14. 契約種別および電気料金の算定

契約種別および電気料金は、契約種別ごとの実施要綱に定めるほか、お客さまと当社との個別の合意によって定めます。

15. 附帯サービス

お客さまは、その契約種別に応じて、電気需給約款別冊に定める内容の附帯サービスを利用することができるものとします。なお、お客さまの任意により選択的に附帯することができる旨の定めが無い限り、附帯サービスは各契約種別の供給契約に自動的に附帯するものとします。

IV.料金の算定および支払い

16. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

17. 電気料金の算定期間

電気料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日（一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。

ただし、当社があらかじめお客さまに計量日（電力量または最大需要電力が一般送配電事業者が設置した記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。また、電気の供給が開始された場合の電気料金の算定期間は、供給開始日から次の検針日（当社が事前にお客さまに計量日を通知した場合はその計量日）までの前日までの期間とし、電気需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間とします。

18. 使用電力量の計量及び算定

- (1) 当社は、一般送配電事業者が託送約款等にもとづき計量した値を用いて使用電力量を算定します。
- (2) 計量器は、託送約款等にもとづき一般送配電事業者が設置します。
- (3) 電気料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量の合計として算定します。
- (4) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの需給地点に係る30分ごとの接続供給電力量とします。
- (5) 当社は、使用電力量の算定の結果をすみやかにお客さまにお知らせします。

- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、電気料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。
- (7) 特別の事情がある場合で、使用電力量の算定に計量値等を用いることが適当でないときは、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

19. 電気料金の計算

お客さまは、本契約に基づく電気料金が日本卸電力取引所（JEPX）の市場価格により変動するものであり、市場価格の高騰により電気料金が著しく上昇する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「1月」として算定します。
 - イ) 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止した場合
 - ロ) 需給契約が消滅した場合
 - ハ) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 電気料金は、お客さまが選択した電気料金プランの電気料金を適用して計算します。

20. 日割計算

- (1) 当社は、本約款 19.（電気料金の計算）(1)イまたはロの場合は、電気料金を日割計算します。
 - イ) 日割計算の基本算式は、次のとおりとします。

基本料金、最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間等の日数}$$
 - ロ) 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間の使用電力量により計算します。
- (2) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値の確認をします。

21. 電気料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の電気料金の支払義務発生日は、検針日に発生します。ただし、記録型計量器により計量する場合で、一般送配電事業者があらかじめ当社に託送約款等に定める計量日を通知したときは、お客様の電気料金の支払義務は、計量日に発生するものとします。また、需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日に発生するものとします。
- (2) お客様の電気料金は、22.（電気料金の支払方法）により支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、原則として支払義務発生日とします。ただし、当社が請求書等で、支払義務発生日以降の支払期日を指定した場合はその日とします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下、「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日とします。
- (4) 当社は、お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額又は過少額を延滞なくお客様にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

22. 電気料金の支払方法

- (1) 料金は毎月、以下のいずれかの方法でお支払いいただきます。ただし、当社が特に認めた場合には、他の方法も可能です。お客様が希望される場合は、紙媒体の請求書をご提供いたします。ただし、当社の判断により支払い方法を指定する場合があります。なお、当社は料金等の収納業務を、収納代行会社または当社グループ会社に委託しており、お客様は同社を通じて当該料金を支払うものとします。
 - イ) お客様が当社指定のクレジットカード会社との契約に基づき、そのクレジットカード会社を通じて毎月料金を立替えられる場合、当社が指定する金融機関を介しての支払いが行われます。この際、あらかじめ当社所定の様式で申し出ていただく必要があります。支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日と定められます。ただし、クレジットカード会社からお客様の支払い状況に関する通知があった場合、その通知日が支払期日となります。
 - ロ) お客様が指定された口座から当社の口座へ毎月定期的に料金を振り替える方法

でお支払いいただく場合、あらかじめ当社が定めた様式に従って申し出ていただく必要があります。この場合、支払期日は本約款 21.（電気料金の支払義務および支払期日）に基づいた日が期日となります。

ハ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、本約款 21.（電気料金の支払義務および支払期日）に基づいた日が期日となります。
なお、振込手数料はお客さまのご負担となります。

(2) 工事費等については、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で支払っていただきます。

(3) お客さまが料金を(1)イ、(1)ロまたは(1)ハの方法により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものとします。

イ) (1)イの方法で支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき

ロ) (1)ロの方法で支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき

ハ) (1)ハの方法で支払われる場合は、料金がその金融機関等に振込まれたとき

(4) 当社は(1)イ、(1)ロまたは(1)ハの方法により支払われる場合でお客さまから支払い変更を希望された場合、支払い登録された金融機関またはクレジットカード会社より登録に不備が発生した場合、その他支払いに不備が発生した場合には、支払い方法を変更される前の支払い方法にて支払いを請求する場合があります。

(5) お客さまは(1)イ、(1)ロまたは(1)ハの方法により支払われる場合で、41.解約等 (1) (2)の理由により解約となった場合、支払い登録された金融機関およびクレジットカード会社より登録に不備が発生した場合、その他支払いに不備が発生した場合には、当社へ同一とする申込者（需給契約の申込み代表者）または、同一とする住所で需給契約をした支払い方法へ請求をする場合があることについて、あらかじめ承諾していただきます。

(6) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(7) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (8) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (9) 当社は、お客さまからの申し出により、契約種別ごとの実施要綱に定める各種手続きをした場合、手数料をいただきます。当該手数料につきましては、当月もしくは次月の料金と合算してお支払いをいただきます。
- (10) 当社は、別冊で定める支払繰延規定に基づき、支払期日の特例を適用することがあります。

23. 延滞利息

- (1) お客さまが電気料金または工事費等の支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、需給契約の存続または終了にかかわらず、支払期日の翌日から実際の支払日までの日数に応じて延滞利息を請求いたします。ただし、料金が本約款 22.（電気料金の支払方法）(1)ロに基づいて支払われる場合で、当社の都合により支払期日を超えてお客さま指定の口座から引き落とされた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、対象となる電気料金または工事費等の請求金額（消費税等相当額を含む）を元本として、年 14.6 パーセント（1 日あたり 0.04 パーセント）の割合により、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて計算いたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算出された金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定対象となる電気料金または工事費等を支払った直後に、支払義務が発生する電気料金と共にお支払いいただくことになります。

24. 回収費用の負担

お客さまが電気料金その他の債務の支払いを遅滞した場合、当社が回収のために要した以下の費用を全額負担するものとします。

- ①督促状・内容証明郵便の発送費用（実費）
- ②弁護士・司法書士・債権回収会社への委託費用（着手金・報酬金含む）
- ③支払督促・訴訟・強制執行・仮差押え等の法的手続費用

④調査会社への信用調査費用

⑤その他債権回収に合理的に要した費用

上記費用は電気料金と同一の支払期日・延滞利息の規定が適用されます。

25. 保証金

- (1) 当社は、お客さまが以下のいずれかの条件に該当する場合、供給の開始または再開に先立ち、または供給を継続するための条件として、予想される月額電気料金の3か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金をお預かりすることがあります。
 - イ) 支払期日を過ぎても電気料金が支払われなかった場合
 - ロ) 新たに電気を使用する、または契約電力等を増加させる場合で、次のいずれかに該当する時
 - ① 他の需給契約（既に消滅したものを含む）の電気料金が支払期日を過ぎても支払われなかった場合
 - ② 支払期日を過ぎても電気料金が支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額電気料金の算定に用いる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況、および同業種の負荷率等を考慮して算出します。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内に設定します。なお、(4)に基づき保証金をお預かりする場合、その時点から改めて2年以内の預かり期間を設定します。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合やお客さまが支払期日を過ぎても電気料金を支払われなかった場合、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は改めて(1)に基づいて算定した保証金をお預かりすることがあります。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間が満了する前に需給契約が消滅した場合、保証金をお返しいたします。

V.使用および供給

26. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力等をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合は、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

27. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。

28. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、業務の必要上お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 本約款 48.（調査および調査に対するお客さまの協力等）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認

- (5) 本約款 30. (供給の停止)、本約款 40. (需給契約の廃止 (お客さまからの解約)) または本約款 41. (解約等) により必要な処置
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
- (7) その他託送約款等によって、一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気使用が、他の電気使用者の利用を妨げる原因となる場合、または当社、一般送配電事業者、または他の電気事業者の電気設備に影響を及ぼす可能性がある場合には、お客さまの負担で必要な調整装置または保護装置を設置していただくことになります。特に必要な場合には、一般送配電事業者が、お客さまの負担で供給設備を変更するか、専用供給設備を設置し、その結果として電気を使用していただくことになります。

以下のような場合が該当します。

- 1. 負荷の特性により、各相の負荷が著しく不均衡である場合
 - 2. 負荷の特性により、電圧または周波数が著しく変動する場合
 - 3. 負荷の特性により、波形に著しい歪みが生じる場合
 - 4. 著しい高周波または高調波を発生させる場合
 - 5. その他、上記のいずれかに準じる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準じて取り扱います。
 - (3) なお、この場合の料金その他の連系条件は、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系サービス要綱によります。
 - (4) 一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。
 - (5) 設備の故障や火災などの原因により、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

30. 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合は、一般送配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
 - イ) お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ) お客様の需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ) 託送約款等の定めに反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行った場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合は、一般送配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
 - イ) お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき
 - ニ) 本約款 28. (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ) 本約款 29. (電気の使用にともなうお客様の協力) によって必要となる措置を講じられない場合
- (1) お客様がその他本約款または各実施要綱における需給契約に反した場合は、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

31. 供給停止の解除

本約款 30. (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときは、当社は、特別の事情がある場合を除き、すみやかに電気の供給を再開します。

32. 供給停止期間中の電気料金

本約款 30. (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合は、その停止期間中は、まったく電気を使用しない場合の月額電気料金を本約款 20. (日割計算) の定めにより日割計算をして、電気料金を算定します。

33. 違約金

- (1) お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額および当該不正に関する調査に要した費用等その他の諸経費相当額の総額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。
- (4) 更新月(供給開始月(供給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して12ヵ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、各実施要綱に基づく契約解除料と解約事務手数料をお支払いいただきます。ただし、建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合を除きます。実施要綱に定めがない場合はこの限りではない。

34. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ) 電気需給上または保安上必要がある場合
- ニ) その他託送約款等に定めのある場合
- (2) (1)の場合は、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35. 制限中止割引

- (1) 当社は本約款 34.（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）により、電気の供給が中止され、またはお客さまが電気の使用を制限し、もしくは中止した場合も、料金の割引は適用いたしません。

36. 損害賠償の免責

- (1) 本約款 34.（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 本約款 30.（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または需給契約が消滅もしくは当社から需給契約を解約した場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、当社は、当該損害が発生した月にお客さまに算定された電気料金の相当額を上限として賠償責任を負うものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。また、事業利益の損失、事業の中断その他の特別の事情による損害（逸失利益を含みます）については、当社は一切の責任を負いません。

37. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能であるとき

修理費

- (2) 亡失または修理不可能であるとき
帳簿価額と取替工費との合計額

VI.契約の変更および終了

38. 供給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更や契約種別の変更を希望される場合は、変更の30日前までに当社にご連絡いただく必要があります。その際には、本約款 6.（需給契約の申込み）に基づく新たな需給契約の締結の場合に準じます。また、前述のケースにおいて、当社はお客さまに対して供給条件の説明や契約締結前後の書面の交付を行う際の取り扱いについては、本約款に準じます。

39. 名義の変更

相続などの理由により、新たなお客さまが以前に電気供給を受けていたお客さまの当社に対する電気使用に関する全ての権利と義務を引き継ぎ、引き続き電気を利用したい場合は、名義変更の手続きを行うことが可能です。この際には、その旨を当社にご連絡いただく必要があります。

40. 需給契約の廃止（お客さまからの解約）

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、30日前までに当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、本約款 41.（解約等）および次の場合を除き、お客さまが30日前までに当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の30日前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から30日後に需給契約が消滅したものといたします。

ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

41. 解約等

(1) 予告後の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合は、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合は、その旨をあらかじめお客さまにお知らせします。

- イ) お客さまが電気料金の支払期日を経過してなお支払われない場合
- ロ) お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の電気料金の支払期日を経過してなお支払われない場合
- ハ) 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、保証金、各種手数料、違約金、工事費その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ニ) お客さまの責めに帰すべき事由により、当社からの郵便物、電子メール等が到達しない場合、または電話連絡等が取れない状態が継続した場合
- ホ) お客さまが本約款に反した場合

(2) 即時解約

本約款 30.（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合、電気の供給停止の有無にかかわらず電気料金の支払期日を経過してもなお支払いが行われない場合、又は次のいずれかに該当する場合は、当社は、何ら催告を要することなく直ちに需給契約を解約することがあります。

- イ) 支払期日から 10 日を経過しても料金を支払わない場合で、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおお支払いいただけないとき、または支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合。
- ロ) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合。
- ハ) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けた場合。
- ニ) 手形不渡り処分を受けた場合。
- ホ) 需給契約の申込みにあたり、虚偽の事実を申告したことが判明した場合。
- ヘ) 当社または当社の委託先に対し、暴力的な言動、脅迫的な言動、法的な責任を超えた不当な要求、風説の流布、偽計または威力を用いて業務を妨害する行為（いわゆるカスタマーハラスメント）を行った場合。
- ト) その他、お客さまの信用状態が著しく悪化し、契約の継続が困難であると当社が認めた場合。

(3) みなし解約

お客さまが、本約款 40.（需給契約の廃止）(1)に基づく通知を行わずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合、当社および一般送配電事業者は需給契約を終了させるための措置を講じた日をもって、需給契約は消滅するものとします。

(4) 当社都合による解約

当社は、解約希望日の 1 ヶ月前までにお客さまに通知することで、供給契約を解約することが可能です。この際、お客さまには以下の2点について書面で説明いたします。第一に、解約後に契約がなくなると電気の供給が停止すること、第二に、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対して特定小売供給を申し込む選択肢があることです。また、供給契約の解約に先立ち、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者やその他の事業者の供給約款メニューをお客さまにご紹介いたします。

(5) 期限の利益の喪失および即時決済

- イ) 本条に基づき需給契約が解約された場合、または前各項に定める解約事由のいずれか一つでも生じた場合、お客さまは、当社に対する一切の金銭債務（支払期日が到来していない未請求の料金、別冊に基づく支払繰延金額、違約金および損害賠償金等を含みます）について当然に期限の利益を失い、直ちに全額を支払う義務を負います。
- ロ) 当社は、前号の債務全額について、お客さまがあらかじめ当社に登録しているクレジットカードまたは口座振替等の決済手段を用いて、通常の請求時期にかかわらず、直ちに決済手続き（引き落としまたは売上請求）を行うことができるものとします。お客さまは、この即時決済についてあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- ハ) 前号の決済手続きが決済代行会社や金融機関の事情により即時に実施できない場合、または残高不足等により決済が不能であった場合、当社は直ちに請求書を発行します。お客さまは、当該請求書受領後、当社が指定する期日（即日を含みます）までに、当社の指定する銀行口座へ現金振込により支払うものとします。

(6) 再契約の拒否

本条に基づき需給契約を解約されたお客さま（その関係者を含みます）からの新たな需給契約の申込みについて、当社はこれを承諾しないことができるものとします。また、過去の需給契約において電気料金の支払遅延が生じたお客さままたは当社に対して未払債務が残存するお客さまからの申込みについても、当社はこれを承諾しないことができるものとします。なお、当社は、申込み拒否の理由を開示する義務を負わないものとします。

(7) 同居人等の連帯責任およびみなし契約

- イ) お客さま（契約者）は、本契約に基づく電気の供給が需要場所における日常の家

事に関する需要に供されるものであることを確認し、配偶者（事実婚を含みます）については民法第 761 条の規定に基づき、電気料金等の債務について連帯して履行する責任を負うことを確認します。なお、当社は、上記以外の同居者に対して電気料金の支払いを求める場合、不当利得（民法第 703 条）その他の法的根拠に基づき別途請求することがあります。

ロ) 需給契約が解約されたにもかかわらず電気の使用が継続されている場合、または契約者と連絡が取れない状態で電気の使用が継続されている場合、当社は、当該需要場所において現に電気を使用している者（同居人、占有者等を含みます）に対し、以下のいずれかの根拠に基づき、解約日以降の電気使用相当額の支払いを請求することができます。

（ア）当社の電気供給サービスを受けながら対価の支払いなく利得していることを根拠とする不当利得返還請求（民法第 703 条）

（イ）電気の継続使用の事実に基づく黙示の新規需給契約の成立を根拠とする電気料金の支払請求

ハ) なお、上記いずれの場合も、当社は請求に先立ち、当該使用者に対してその旨を書面または電磁的方法により通知するよう努めるものとします。

ニ) お客さまが法人または個人事業主である場合、当該法人の代表者および実質的な経営者は、本契約に基づく電気料金等の債務について、法人と連帯して履行する責めを負うものとします。また、需要場所が個人の住居を兼ねる場合（法人名義の社宅、店舗兼住宅等）は、その同居者（配偶者および親族）も、前号（日常家事債務の連帯責任）に基づき連帯して支払う義務を負うものとします。

ホ) 契約者（法人を含む）が解約された場合、破産手続等の開始決定を受けた場合、または行方不明となった場合において、当該需要場所で電気の使用が継続されているときは、当社は、当該需要場所において現に電気を使用している者（法人の代表者、従業員、同居人等を含みます）を実質的な契約者とみなして、未払いの電気料金（解約日以降の使用分を含みます）および損害賠償金を直ちに請求できるものとします。

42. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の電気料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しません。

VII.供給方法、工事および工事費の負担

43. 需給地点および施設等

- (1) 当社は、託送約款等にもとづき一般送配電事業者が施設する供給設備を介して、電気を供給します。
- (2) 電気需給地点は、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者が託送約款等にもとづき施設します。
- (4) 一般送配電事業者の供給設備、計量器および通信設備等の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- (5) 当社が一般送配電事業者から電気の供給または計量にあたり必要な設備の施設を求められた場合は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合は、当社および一般送配電事業者がその設備を無償で利用できるものとします。

44. 工事費等の負担方法

当社が一般送配電事業者からお客さまの需要地点に関連する接続供給の工事費等の負担を求められた際には、当社はその金額をお客さまに請求いたします。

45. 工事費等の申受けおよび精算

- (1) 一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事費等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社は、一般送配電事業者による設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、一般送配電事業者との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものとします。

46. 供給開始に至らない場合および供給開始後の需給契約の廃止または変更にとまな

う費用の申受け

- (1) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合でも、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費をお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが電気の使用を開始された日以降または需給契約を変更した後1年未満で、需給契約を廃止または変更され、当社が一般送配電事業者から託送約款等にもとづき料金および工事費等の精算を求められた場合は、当社は、お客さまからその料金および工事費等相当額を申し受けます。

VIII.保安

47. 保安の責任

需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

48. 調査および調査に対するお客さまの協力等

- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行なった経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

49. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合は、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合は、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をします。
 - イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客様が一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は(1)に準じて、適当な処置をします。

(3) お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。

また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合は、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときは、一般送配電事業者と協議のうえ、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

IX.その他

50. 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、お客さまから当該情報を提供していただきます。

51. 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は、以下に定める不可抗力によって需給契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないものとします。なお、不可抗力の発生前に生じた電気料金その他の金銭債務は、不可抗力による免責の対象とはならず、お客さまは引き続き支払い義務を負うものとします。

イ) 地震等の天災地変が起きた場合

ロ) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ) (1)で定める不可抗力を原因として需給契約の履行ができない場合、お客さままたは当社は需給契約の一部または全部を解約できるものとします。

ロ) 解約にともなう損害は、お客さま、当社ともに賠償責任を負わないものとします。

52. 専属的合意管轄裁判所

需給契約にかかわる訴訟については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

53. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - イ) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ロ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ハ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ニ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - ホ) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) お客さまおよび当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - イ) 暴力的な要求行為
 - ロ) 法的な責任をこえた不当な要求行為
 - ハ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ホ) その他上記に準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、自己が将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約します。
- (4) お客さまおよび当社は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、相手方が(1)各号のいずれかに該当した場合、(2)各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(3)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽

の申告をしたことが判明した場合、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (6) お客さままたは当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また、解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとします。

54. 守秘義務

- (1) お客さまは、需給契約の締結を通じて知り得た当社の機密情報を厳重に保護し、第三者に対して開示または漏洩することを禁じます。違反した場合、当社は損害賠償を請求できるものとし、お客さまはその全額を賠償するものとします。
- (2) 本約款 6.（需給契約の申込み）（7）に加え、当社は、お客さまに関する個人情報について【個人情報の保護に関する法律】および関連法令、当社の【個人情報保護方針】、さらに経済産業省の【個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン】に基づき、当社が指定する共同利用者と共に利用し、また当社が指定する第三者に提供することがあります。
- (3) 当社は、お客さまの電気料金債権を本約款 22.（電気料金の支払方法）（7）に基づき、当社指定の信用情報機関、金融機関、弁護士事務所、債権回収会社その他当社が回収業務上必要と判断する第三者に譲渡する場合、必要な範囲でお客さまに関する個人情報をその機関に提供します。当社は電気料金債権を第三者に譲渡できるものとし、お客さまは本約款への同意をもって民法 467 条の通知に代える旨をあらかじめ承諾するものとします。